成年後見制度

成年後見制度を利用するときに 知っておきたいポイント

判断能力・契約能力が衰えてくると (1)

▶預貯金の管理・解約ができなくなる

●要介護認定の申請手続、住居の確保、病院への入院手続等ができなくなる

判断能力・契約能力が衰えてくると(2)

■不動産の処分ができなくなる 自宅の売却や賃貸用不動産等の管理、売却等

■悪徳商法セールスマンに騙されて物を買わされて しまう

判断能力・契約能力が衰えてくると(3)

- ■相続手続が困難になる
 - →□座の名義変更等の相続手続
 - 遺産分割協議書作成

旧民法での禁治産・準禁治産制度では

- ■家庭裁判所が宣告し、後見人・保佐人を選任
- ▶家庭の維持という考え方
- ■本人の意思や自己決定の尊重の視点に欠けて いた
- ▶戸籍に記載
- ■広範な資格制限

現在の成年後見制度は

- ■平成12年、介護保険制度とともにスタート
- ▶戸籍制度を廃止し、登記制度を新設
 - ★後見人等は登記事項証明書で活動
- ▶本人の残存能力の活用と自己決定の尊重
- ■本人の財産と権利を守るため
- ★法定後見と任意後見の2つがある

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

[2] 登記事項証明書 【保佐】

(保佐開始と併せて保佐人一人が選任されている場合(ただし、代理権及び民法 13 条 1 項 所定の行為以外に対する同意権がともに保佐人に付与されていないとき))

登記事項証明書

保 佐

保佐開始の裁判

【裁判所】〇〇家庭裁判所

【事件の表示】平成29年(家)第××××号

【裁判の確定日】平成29年1月20日

【登記年月日】平成29年1月26日

【登記番号】第 2017-××××号

被保佐人

氏 名】保佐夏子

【生年月日】昭和 20 年 12 月 29 日

【住 所】東京都千代田区九段南1丁目1番15号

【本 籍】東京都千代田区九段南1丁目2番地

保佐人

【氏 名】保佐一郎

【住 所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号

【選任の裁判確定日】平成29年1月20日

【登記年月日】平成29年1月26日

※ 被保佐人が、民法 13 条 1 項所定 の行為(例:重要な財産取引)をする には、保佐人の同意を得ることが必要 です。また、同意なく行った場合には 取り消されることがあります。

ただし、日用品の購入その他日常生 活に関する行為を除きます。

※ 保佐人は、被保佐人がする民法 13 条1項所定の行為に対して同意権を 有します。また、同意なく行った被保 佐人の行為を取り消し、または追認す ることができます(民法 120 条, 122 条)。

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度

法定後見制度(法律による後見制度)

- 成年後見・・・本人の判断能力が全くない場合に,家庭裁判所が後見人を選びます。

- 保佐・・・本人の判断能力が著しく不十分な場合に,家庭裁判所が保佐人を選びます。

一補助・・・本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が補助人を選びます。

任意後見制度(契約による後見制度)

本人に判断能力があるうちに、 将来判断能力が不十分な状態になることに備え、

公正証書を作成して任意後見契約を結び、任意後見人を選んでおきます。

法定後見制度

3種類の法定後見制度

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が	判断能力が	判断能力が
(本人)	全くない方	著しく不十分な方	不十分な方
申立てができる人		子や孫など直系の親族	
(申立人)	おば、甥、姪、いと	こ,配偶者の親・子・	兄弟姉妹等
申立てについての本人の同意	不要	不要	必要
医師による鑑定	原則として必要	原則として必要	原則として不要
成年後見人等が同意	日常の買い物などの	重要な財産関係の権	申立ての範囲内で裁
又は取り消すことが	生活に関する行為以	利を得喪する行為等	判所が定める行為
できる行為	外の行為	(民法第13条1項	(民法第13条1項
		記載の行為)	記載の行為の一部に
			限る)
			(本人の同意が必要)
成年後見人等に与え	財産に関する全ての	申立ての範囲内で裁	申立ての範囲内で裁
られる代理権	法律行為	判所が定める特定の	判所が定める特定の
		行為	行為
		(本人の同意が必要)	(本人の同意が必要)

1. 成年後見

- ■判断能力が全くない人が対象
- ■後見人には、代理権と取消権が与えられる

- ●後見開始により、本人の印鑑登録は抹消
- ●医師、税理士等の資格や会社役員の地位も失う

2. 保佐(1)

- ■重要な財産行為は一人で出来ない人が対象
- ■保佐人には、被保佐人が行う重要な法律行為 (民法13条1項) についての、同意権、取消権が 与えられる

2. 保佐(2)

- ●申立により保佐人に与えられる権限
 - ■**重要な法律行為**以外の事項についての同意権・ 取消権
 - →特定の法律行為についての代理権
 - ▶代理権の申立には本人の同意が必要

本人は医師、税理士等の資格や会社役員の地位を 失う

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

登 記 事 項 証 明 書(別紙目録)

保 佐

代理行為目録

代理行為目録

- 1 被補助人の所有するすべての財産の管理・保存・処分
- 2 ○○府○○市○○町○○番○号老人ホーム○○に関する賃貸借契約 の締結・変更・解除
- 3 預貯金の管理(口座の開設・変更・解約・振込み・払戻し)
- 4 定期的な収入 (家賃収入・年金等の受領) の管理
- 5 定期的な支出(ローン支払い,家賃支払い・病院費用等)の管理
- 6 実印・銀行印・印鑑登録カード等の保管に関する事項
- 7 介護契約等に関する事項
- (1) 介護サービスの利用契約
- (2) 老人ホームの入居契約
- 8 医療 (病院等への入院等) 契約の締結・変更・解除

民法13条1項

- ■重要な法律行為として定められている
- **(1) 貸金の元本の返済を受けること**
- ▶ (2) 金銭を借り入れたり、保証人になること
- ▶ (3) 重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること
- ▶ /(4) /民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること
- (5) 贈与すること、和解・仲裁契約をすること
- ▶ (6) 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること
- ► (7) 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること
 - (8) 新築・改築・増築や大修繕をすること
 - (9) 一定の期間を超える賃貸借契約をすること

3. 補助

- ■重要な財産行為は、他人の援助を受けたほうが安心である人が対象
- ■補助人に与えられる権限
 - ▶申立による
 - ■特定の事項(民法13条1項の一部)の同意権・取消権
 - ▶特定の法律行為についての代理権
 - ■申立には本人の同意が必要

後見人・保佐・補助にできないこと

- 1. 医療行為への同意
- 2. 身元保証人、身元引受人、入院保証人等への就任
- 3. 本人の住居を定めること
- 4. 婚姻、離婚、養子縁組・離縁、認知等の代理
- 5. 遺言
 - 3項~5項は、本人の意思決定によるべきものとされる

法定後見制度

			Ţ
	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が	判断能力が	判断能力が
(本人)	全くない方	著しく不十分な方	不十分な方
申立てができる人 (申立人)	本人,配偶者,親やおば,甥,姪,いと	子や孫など直系の親族 こ,配偶者の親・子・	
申立てについての本人の同意	不要	不要	必要
医師による鑑定	原則として必要	原則として必要	原則として不要
成年後見人等が同意 又は取り消すことが できる行為	日常の買い物などの 生活に関する行為以 外の行為	(民法第13条1項 記載の行為)	申立ての範囲内で裁 判所が定める行為 (民法第13条1項 記載の行為の一部に 限る) (本人の同意が必要)
成年後見人等に与え られる代理権	財産に関する全ての 法律行為	申立ての範囲内で裁 判所が定める特定の 行為 (本人の同意が必要)	申立ての範囲内で裁 判所が定める特定の 行為 (本人の同意が必要)

裁判所に提出する診断書の医師の記入欄

- 3 判断能力についての意見
 - □ 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
 - □ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
 - □ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
 - □ 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
- (意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば、記載してください。

法定後見制度を利用するには?

本人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる

補助開始の審判の際には「本人の同意」が必要

成年後見の申立ては、誰がするの?

- ▶本人、配偶者、四親等内の親族
- →場合によっては、市町村長

後見人等になるための資格はない!

- ■後見人等は、家庭裁判所が決める!
- 申立人が希望する後見人候補者と違う人が 後見人等として選任されることがある
- ■家庭裁判所に不服を申し立てることはできない

親族が後見人等になる場合の注意点

- 1. 後見人等は家庭裁判所に選任される「公的な任務」であることを自覚する
 - ●後見人となった息子が父親の財産を自分のために使うことは業務上横領
- 2/本人の財産の贈与・貸付等はしない

第3者が後見人等になる場合の注意点

後見人等は「本人の利益」のために動く

▶本人の利益にならない財産の減額はできない

成年後見人の報酬(めやす)

- ■事情を踏まえて家庭裁判所裁判官が決める
- ▶財産額、事務の困難さ、量によって決定される
- ■市からの助成制度により、報酬助成してもらえる ことがある

家庭裁判所の監督

- ■家庭裁判所による定期的な報告書審査
 - ▶最低1回/年
 - ■財産目録の提出と多額の財産の変動の報告
- ▶住居の処分には、家庭裁判所の許可が必要
- → 必要な場合、家庭裁判所が成年後見監督人等を 選任
 - ➡報酬は本人の財産から

成年後見監督人等の職務

- ▶家庭裁判所が必要があると認めた時に選任
- ■成年後見人等の事務の監督
- ▶急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること

成年後見の終了

- ▶被後見人等の死亡により成年後見等は終了
- ■成年後見人等の管理権が失われ、相続人に承継

任意後見制度

任意後見制度とは?

- ■任意後見制度は、将来、判断能力が不十分となった時に備えるための制度
 - 本人が元気で判断能力があるうちに、
 - 任意後見人を選び、
 - 公正証書で任意後見契約を結んでおく

知的障害者または精神障害者等である子が、親の老後または死後に任意後見人の保護を受けることが可能

任意後見契約で委任することができるのは?

- ▶財産管理に関する法律行為
- ■介護サービス締結等の療養看護に関する事務や法律

上記法律行為に関する登記等の申請等

任意後見契約は代理権の付与のみ

- ■任意後見制度では取消権が認められていない
- ▶法定後見制度では、取消権がある

法定後見開始の必要性 法定後見開始の申立

法定後見開始の審判

任意後見契約の終了

任意後見制度の利用(1)

任意後見受任者を決める

- ■自分にとっての最善を考えてくれる人
- →任意後見人になるための資格は不要
 - ▶家族や親戚、友人、弁護士や司法書士等
 - ➡法人と契約を結ぶことも可能
 - →また、複数にすることも可能

任意後見制度の利用(2)

契約内容を決める

- ●任意後見人へどのような事務を依頼するかは、 契約当事者同士の自由な契約による
 - 一どんなことを依頼するのか
 - →残りの人生をどう生きていきたいかをしっかり 任意後見人に伝える

任意後見制度の利用 (3)

- ■本人と任意後見受任者の双方が、本人の居住の最寄りの公証役場へ赴く
 - ▶事情により、公証人に出張してもらうことも可能
 - →公証人に証書を作成してもらう
 - 一公正証書によらない任意後見契約は無効となる

任意後見人の報酬はどのくらい?

- ■報酬の額、支払方法、支払時期等は、本人と任意 後見受任者との間で自由に決めることができる
 - ▶決めた内容を公正証書に盛り込む必要がある
 - → 報酬は、一般的には月5,000円程度から3万円 程度が相場

任意後見の開始

- ■判断能力が低下したら任意後見監督人の選任を 申し立てる
- 申立て先は、本人の住所地の家庭裁判所
- ▶申立てができるのは、
 - 本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者本人以外が申立てを行う場合には、本人の同意が必要

任意後見監督人の選任によって

- ●任意後見契約の効力が発生
- ■「任意後見監督人」による監督のもと支援が開始
- ■家庭裁判所は、任意後見監督人を通じて任意後見人を監督
- ►公正証書に記載した任意後見監督人が選任される とは限らない

任意後見監督人の職務

- ■任意後見人の事務を監督
 - ▶任意後見人の事務を、家庭裁判所に定期的に報告
- ●急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の 範囲において必要な処分
- ►任意後見人と本人との利益が相反する場合は 本人を代表

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

[5]登記事項証明書 【任意後見契約】

(任意後見監督人が選任された後の場合(任意後見契約の効力が生じている場合))

登記事項証明書

任意後見

任意後見契約

【公証人の所属】東京法務局

【公証人の氏名】山田太郎

【証書番号】平成28年第××××号

【作成年月日】平成28年3月14日

【登記年月日】平成28年3月22日

【登記番号】第 2016-××××号

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

為をすることができます。

※ 任意後見契約が発効しても,本人 の行為能力は制限されることはなく、

意思能力がある限り, 有効な法律行

任意後見契約の本人

【氏

所】東京都千代田区九段南1丁目1番15号 住

[本 籍】東京都千代田区九段南1丁目2番地

任意後見人

氏 名】任意一郎

所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号

【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり

任意後見監督人

氏 名】鈴木三郎

所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号

【選任の裁判確定日】平成29年4月7日

【登記年月日】平成29年4月14日

任意後見契約は,任意後見監督 人が選任されたときからその効力を生 じます(任意後見契約に関する法律2 条1号)。

任意後見監督人が選任されると、 任意後見受任者から任意後見人に 表示が変更されます。任意後見契約 での代理権を行使できます。

名】任意太郎

【生年月日】昭和 20 年 12 月 29 日

任意後見契約の終了

- ●本人または任意後見人が死亡・破産すると契約は 終了
- ■任意後見人が認知症等により被後見人等になった時も、任意後見契約は終了

参考文献

- 三次 理加 『成年後見制度とは?すっきりわかる3つのポイント』 https://kaigo.homes.co.jp/manual/dementia/care/guardianship/
- 三次 理加 『任意後見制度とは?手続きの流れを解説』 https://kaigo.homes.co.jp/manual/dementia/care/ninikouken/
- → 法務省 『成年後見制度~成年後見登記制度~』 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html
- ■裁判所 ビデオ「わかりやすい成年後見制度の手続」

http://www.courts.go.jp/video/seinen kouken video/index.html